

農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 令和3年11月12日（金）午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（19人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	2 番	長谷 康郎	4 番	佐々木 平
5 番	小菅 武次	7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望
9 番	加藤 三久	10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也
12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
15 番	近藤 啓子	16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲
18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志		

4. 欠席委員（0人）

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 岡，武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願について（市証明）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 17 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 17 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 17 番三田久憲様、議席番号 18 番豊田栄美子様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

9の69番は、譲受人は、利用農地250,736㎡を耕作されています。今回の申請地面積は550㎡で、併せて251,286㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを4台、農用自動車を3台、乾燥機を2台、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴35年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が2名、70年、35年が各1名です。通作距離は約800mです。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第1号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の78番は、譲受人は、利用農地114,299㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,787㎡で、既に借り受けている農地を譲り受けるため、経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、動力噴霧器を各2台、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴42年です。通作距離は約1.8kmです。必要な農作業について、年間約320日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の74番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は5,315㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約100日従事されます。

また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の72番は、譲受人は、利用農地4,652㎡を耕作されています。今回の申請地面積は167.61㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で200㎡申請されており、併せて5,019.61㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年、4年が各1名です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の73番は、譲受人は、利用農地9,697㎡を耕作されています。今回の申請地面積は411㎡で、併せて10,108㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、玄米選別機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴55年、10年、5年が各1名です。通作時間は徒歩で約3分です。必要な農作業について、年間約80日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11の77番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は1,624㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で3,515㎡申請されており、併せて5,139㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機を各1台、コンバイン、農用自動車を各2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年です。通作距離は約1.2kmです。必要な農作業について、年間約100日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12の64番は、譲受人は、利用農地5,979.66㎡を耕作されています。今回の申請地面積は124㎡で、併せて6,103.66㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台リースで、耕うん機を1台所

有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 60 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年、25 年が各 1 名です。通作距離は約 400 m です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、15 の 71 番は、譲受人は、利用農地 2,135 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 317 m²ですが、この後ご審議いただきます第 5 号議案、農用地利用集積計画で合計 2,615 m²申請されており、併せて 5,067 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、農用自動車を各 1 台リースで導入予定で、トラクター、田植機、コンバイン、を各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 2 年です。通作時間は徒歩で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、16 の 60 番は、譲受人は、利用農地 18,388.4 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 449.5 m²で、併せて 18,837.9 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 40 年が 1 名、6 年が 2 名です。通作時間は徒歩で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 150 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、16 の 68 番は、譲受人は、利用農地 3,916 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,598 m²で、併せて 5,514 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 68 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年が 1 名、30 年が 2 名、10 年が 3 名です。通作時間は車で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 100 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、17 の 66 番、67 番は譲受人が同一の為、併せて説明いたします。譲受人は、利用農地 10,133 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 66 番が 829 m²、67 番が 1,778 m²で、併せて 12,740 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、

水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴25年、15年が各1名です。通作距離は約350mです。必要な農作業について、年間約130日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17の70番は、譲受人は、利用農地5,763㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,668㎡で、併せて10,431㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車、耕うん機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は徒歩で約7分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20の75番は、譲受人は、利用農地7,317㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,197㎡で、同一世帯内での所有権移転のため経営面積に変更はありませんが、次にご説明いたします20の76で1,965㎡を譲り渡すため、5,352㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、茶刈機を各1台、農用自動車を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年、10年が各1名です。通作時間は車で約4分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20の76番は、譲受人は、利用農地71,421㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,965㎡で、併せて73,386㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台、茶刈機を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約240日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上14件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、7の13番は、個人住宅用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、稲生地区市民センターから北へ約500mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20の12番は、隣接地で開設する日本全国から集められた、しだれ梅の鑑賞庭園の一般公開時における駐車場用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は5ヶ月間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は椿地区市民センターより南東へ約2,480mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は自社で整備、復元を行うため事業費は発生しません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。土地造成はありません。申請地は現在、芝を育成していますが、現状のまま車を乗入れさせる計画です。雨水は自然浸透です。周囲は山林等に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。また当該申請は、申請者が既に有する農業経営基盤強化促進法による賃借権に基づき農地転用を行うため、農地転用に対する土地所有者の同意書が添付されています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しております。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、

事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の79番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約920mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の83番は、近隣建設業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約1,080mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、2の75番は、近隣で事業を行う電気工事業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄野地区市民センターから南西へ約1,200mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置しますが、隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の81番は、隣接養鶏業者のための鶏糞堆肥保管用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の76番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、磯山駅から北西へ約670mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 78 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約 530 m に位置し、鉄道の駅より周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 74 番は、隣接製造業者のための駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約 450m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロック及びフェンスを設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 82 番は、社会福祉施設の一部、駐車場として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから北西へ約 3,200m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m² を超える案件の為、11 月 10 日に現地確認を実施しております。

続きまして、20 の 80 番は、隣接土木業者のための資材置場用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから北へ約 940m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリート擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 77 番は、近隣で路面清掃・道路修繕を行っている清掃業者のための駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから東へ約 970m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は申請地より高く、土羽を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m² を超える案件の為、11 月 10 日に現

地確認を実施しております。

以上 10 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第 3 号議案は承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、8 の 55 番は、近隣建設業者のための資材置場用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は約 6 カ月間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設道路側溝へ放流します。周囲は既設擁壁及び安全柵を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。また、農地復元誓約書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。なお、こちらは 1,000 ㎡を超える案件の為、11 月 10 日に現地確認を実施しております。

続きまして、16 の 57 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、徳田駅から東へ約 730m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 56 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北へ約 890m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性

は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 3 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第 4 号議案は承認いたします。

続きまして、第 5 号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 22 ページ目 126 番から 128 番は一ノ宮地区です。126 番及び 127 番は、使用貸借です。128 番は、使用貸借と米 50kg の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書 27 ページ目 144 番は、栄地区で農地中間管理機構を通した米 30kg 相当の金納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第5号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書28ページ目149番及び150番は、天名地区で農地中間管理機構を通した使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第5号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書1ページ目1番は、国府地区で3筆合計で米1.5俵の物納です。

2ページ目2番から4番は、加佐登地区で使用貸借です。

3ページ目5番から8番は、牧田地区です。5番は使用貸借です。6番は、米10kgの物納です。7番は、米50kgの物納です。8番は、米10kgと30kgと100kgの物納です。

4ページ目9番から5ページ目23番は、石薬師地区で使用貸借です。

6ページ目24番から18ページ目114番は、白子地区です。24番から43番は、使用貸借です。44番及び45番、は使用貸借と米20kgの物納です。46番及び47番、は使用貸借と米30kgの物納です。48番は、使用貸借と米20kg相当の金納です。49番は、米15kg相当の金納です。50番から55番は、米20kg相当の金納です。56番から61番は、米30kg相当の金納です。62番は、米4kgと20kgの物納です。63番から74番は、米15kgの物納です。75番から94番は、米20kgの物納です。95番から114番は、米30kgの物納です。

19ページ目115番から119番は、稲生地区です。115番及び119番は、

使用貸借です。１１６番及び１１７番は、米３０ｋｇ相当の金納です。１１８番は、米３０ｋｇの物納です。

２０ページ目１２０番から２１ページ目１２５番は、河曲地区です。１２０番は、使用貸借と米４５ｋｇと６０ｋｇ相当の金納です。１２１番は、米５０ｋｇ相当の金納です。１２２番は、米２０ｋｇと３０ｋｇの物納です。１２３番は、米１０ｋｇと２５ｋｇと３５ｋｇと５０ｋｇの物納です。１２４番は、米３０ｋｇの物納です。１２５番は、米１５ｋｇと４５ｋｇと６０ｋｇの物納です。

２２ページ目１２９番から２３ページ目１３５番は、一ノ宮地区です。１２９番は、使用貸借です。１３０番及び１３１番は、米２５ｋｇの物納です。１３２番は、米３５ｋｇの物納です。１３３番は、米１０ｋｇと５０ｋｇの物納です。１３４番は、米５０ｋｇの物納です。１３５番は、米３５ｋｇと５０ｋｇの物納です。

２４ページ目１３６番及び１３７番は、箕田地区です。１３６番は、使用貸借です。１３７番は、３筆合計で米２５ｋｇの物納です。

２５ページ目１３８番及び１３９番は、玉垣地区で使用貸借です。

２６ページ目１４０番から１４３番は、若松地区で使用貸借です。

２７ページ目１４５番から１４８番までは、栄地区です。１４５番及び１４６番は、使用貸借です。１４７番及び１４８番は３，０００円の金納です。

２８ページ目１５１番から３７ページ目１８７番は、天名地区です。１５１番から１７４番は中間管理機構を通した使用貸借です。１７５番から１８１番は、米３０ｋｇ相当の金納です。１８２番から１８６番は、米６０ｋｇ相当の金納です。１８７番は、米６０ｋｇの物納です。

３８ページ目１８８番から１９１番は、合川地区で米３０ｋｇの物納です。

３９ページ目１９２番から１９７番は、久間田地区です。１９２番から１９４番は、所有権の移転です。１９５番及び１９６番は、使用貸借です。１９７番は、１０，０００円の金納です。

４０ページ目１９８番は、鈴峰地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第５号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第５号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項１から１０につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項１から１０の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。